

今、環境にやさしい農業が広がっています！

みどり認定

を受けてみませんか？

みどり認定は、法律に基づく認定制度（都道府県知事の認定）です。

化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組んでいる方、温室効果ガスの排出量の削減に貢献している方、ぜひご検討ください。

こんなメリットがあります！



設備投資の際の**税制優遇**が受けられます



さまざまな国庫**補助金**の採択で**優遇**されます



日本政策金融公庫の**無利子融資**等が活用できます

※令和9年度からの新たな環境直接支払交付金では、みどり認定が要件となります。

個人でも部会単位でも
申請できます！

【制度に関して】
北陸農政局生産部環境・技術課
076-232-4131

○お問い合わせ先○

【申請に関して】
新潟県農産園芸課 025-280-5296
富山県農業技術課 076-444-8292
石川県生産振興課 076-225-1622
福井県流通販売課 0776-20-0419

みどり認定の
詳細はこちらから



農林水産省HP

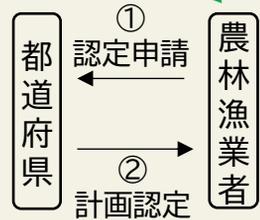
みどり認定とは…

- 「みどりの食料システム法」(令和4年)に基づき、化学肥料・農薬の使用低減などに取り組む農業者の認定制度です。
- 農林漁業者は、環境負荷の低減に取り組む5年間の事業計画を作成することで、**県知事の認定を受けることができます。**

✓ 「環境負荷の低減」の取組例

- ・土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減
- ・燃油使用低減や水稻中干し期間延長等、温室効果ガスの排出削減
- ・バイオ炭の農地施用 ・農業用プラスチックの排出削減 など

グループ申請も可能です！



みどり認定を受けるメリット

メリット① 設備投資の際の所得税・法人税が優遇されます！

- 認定を受けた計画に従って**化学肥料・化学農薬の使用低減**に必要となる設備を導入した場合、通常の減価償却額に次の金額を上乗せして償却できます。
機械など: 取得価額×32%、建物など: 取得価額×16%

<税制特例の対象機械>



税制対象機械一覧
はこちら



水田用除草機



堆肥散布機

特別償却のイメージ

700万円の機械(耐用年数7年)を導入した場合



△ 計画申請と機械導入のタイミングに注意

計画認定前に機械等を取得してしまうと、税制の適用を受けられません。



メリット② さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます！

- 計画認定を受けると、国庫補助事業の**採択審査のポイントが加算**されます。
対象事業: みどりの食料システム戦略推進交付金、強い農業づくり総合支援交付金、畜産経営体生産性向上対策、農地利用効率化等支援交付金 など

メリット③ 日本政策金融公庫の無利子融資等の貸付けを受けられます！

無利子の農業改良資金
についてはこちら→



申請については、まずはお住まいの県庁に御相談ください！